

全員 調査対象者の世帯全員の住民票（3ヵ月以内に取得）

A 給与収入がある場合（パート・アルバイト等 ※単発バイト・短期間派遣も含む）

令和7年4～6月支給分の「給与明細書」

- ・氏名、支給月が確認できるもの
（アプリのスクリーンショット等、氏名の記載がない場合はご自身でご記入のうえ提出）
- ・4～6月分を提出できない場合は他の3ヵ月分を提出し、「未提出理由欄」にその理由を記入
（例：5～7月分「4月15日から勤務開始の為」、3月+5～6月分「3月は勤務無しの為」等）
- ・複数の就業先で勤務している場合は、それぞれの4～6月支給分の給与明細書が必要です
- ・単発バイト、短期間派遣の場合は、直近12ヵ月で収入があった月全ての給与明細書を提出

及び

令和6年「源泉徴収票」

- ・令和6年度の収入が無い場合や、源泉徴収票を紛失した場合は、
「令和7年 課税(非課税)証明書」等で代用可能（市役所で入手してください）

**※3ヵ月の平均月収（月収＝通勤手当等を含めた総支給額）が
108,334円以上の場合は、下記の書類もあわせてご提出ください！**

令和7年1～3月支給分の「給与明細書」

or

被扶養者の収入確認に当たっての一時的な収入変動に係る事業主の証明書

- ・★**原本**を提出ください ・**事業主の押印が必要**です
- ・上記証明書については、パート先、アルバイト先の人事総務担当者へお問合せください
（ナイスグループ健保では発行可否等は分かりかねます）

B 自営業・フリーランス・不動産収入がある場合

令和6年「確定申告書」及び「収支内訳書」

- ・税務署の受付印または e-tax の場合は受付結果（受信通知）があるもの
総収入から必要経費を差し引いた額を確認させていただきます

C 年金収入がある場合（国民・厚生・遺族・障害・恩給・基金・個人年金・企業年金等）

令和7年「年金振込通知書」or「年金額改定通知書」

- ・受給者氏名が確認できるもの
- ・障害年金、遺族年金等の非課税分や、企業年金、個人年金等の公的年金でないものも含む

及び

令和7年「課税(非課税)証明書」

- ・市役所等で入手してください（発行開始時期は市区町村のHP等でご自身でご確認ください）
- ・内容は令和6年分の所得が記載されています
- ・市区町村により「令和7年 所得証明書」等、名前が異なる場合があります

※書類は、「★原本」の記載がないものは**コピー可**です
※個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください

E-① 無職無収入（令和6年～現在まで無収入）の場合

令和7年「課税(非課税)証明書」 ※令和7年4月1日時点で16歳以下は提出不要

- ・市役所等で入手してください（発行開始時期は市区町村のHP等でご自身でご確認ください）
- ・内容は令和6年分の所得が記載されています
- ・市区町村により「令和7年 所得証明書」等、名前が異なる場合があります

E-② 無職無収入（令和6年は収入有・現在は無収入の場合）

令和7年「課税(非課税)証明書」 ※令和7年4月1日時点で16歳以下は提出不要

- ・市役所等で入手してください（発行開始時期は市区町村のHP等でご自身でご確認ください）
- ・内容は令和6年分の所得が記載されています
- ・市区町村により「令和7年 所得証明書」等、名前が異なる場合があります

及び

収入が無くなったことを証明する書類

令和7年 課税(非課税)証明書の【所得等】欄に記載されている収入の種類に応じて、以下の書類をご提出ください

- ・給与収入→「退職証明書」「離職票」「退職日記載の源泉徴収票」等
- ・自営業等→廃業した日が分かる書類（「廃業届」等）
- ・不動産収入→その不動産を手放した日が分かる書類（「売買契約書」「引渡し証明書」等）

※上記以外の場合は、提出前に健保組合（☎nicekenpo@nice.co.jp）までご相談ください

同別居で「対象者が学生で通学による別居」にチェックした場合

令和7年4月1日以降に発行した「在学証明書」

or

有効期限内の「学生証」

- ・学生証が両面の場合は、両面をコピーしてください

同別居で「その他の理由（被保険者の単身生活を含む）で別居」にチェックした場合

直近12ヵ月分の「振込明細書」「通帳」等

- ・送金者名、受取者名、送金額が明記されたもの
- ・水道光熱費の領収書、クレジットカードの明細書、手渡しは認められていません
- ・12ヵ月分に満たない場合は、欄外にその理由を記入してください
（例：令和6年10月から別居となった為、令和7年1月に扶養に入れた為 等）

**※あなたの被扶養者以外で、調査対象者と同居している人がいる場合は、
事前に健保へ連絡（nicekenpo@nice.co.jp）してください！**

追加で提出書類が必要な可能性がありますので、個別にご案内します。